

高齢運転者等専用駐車区間制度の概要

1	<p>経緯 平成21年4月24日道路交通法の一部が改正され、平成22年4月19日から「高齢運転者等専用駐車区間制度」が実施されるものです。</p>
2	<p>本制度の趣旨 今回新設される「高齢運転者等専用駐車区間制度」は、今後ますます進展する高齢社会を迎えるに当たり、身体機能の低下等が見られる高齢運転者等を支援しようとするものです。 専用区間は、買い物、通院等の高齢者がよく利用する施設の駐車場が駐車需要を満たしていない場合において、都道府県公安委員会がその施設の直近の道路上に設置するものです。</p>
3	<p>対象者 (1) 70歳以上の高齢者 (2) 聴覚障害または肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件を付されている者 (3) その他政令で定める者 妊娠中または出産後8週間以内の者</p>
4	<p>対象車両 普通自動車に限定（対象者本人が運転し、かつ都道府県公安委員会が交付する高齢運転者等標章を掲示している車両）</p>
5	<p>専用駐車区間の対象となりうる場所 (1) 市町村役場、保健所等官公庁施設 (2) 老人福祉施設、身体障害者施設等の福祉施設 (3) 病院、診療所 (4) 生活必需品を販売する商店、郵便局、銀行等</p>
6	<p>高齢運転者等標章 (1) 交付～原則本人が住所地の警察署に申請し交付を受けることとなります。 (2) 有効期間～対象者の有効期間は設けていません。 (3) 標章の効力～全国の専用駐車区間において使用可能です。 (4) 届出車両～対象者本人が運転する車両であれば、名義等は問いません。</p>
7	<p>専用駐車区間の設置場所（平成25年3月現在） 県下 4区間 12台です。 (1) 奈良市法蓮町1700番地の1先 奈良市老春の家交差点南東側 1区間 2台 時間規制（8：00～18：00） (2) 橿原市畝傍町1番地先 県立考古学研究所交差点北側 1区間 5台 時間規制（9：00～19：00） (3) 宇陀市榛原区高萩台117番地先 近鉄榛原駅北側広場 1区間 3台 時間規制（8：00～20：00） (4) 大和郡山市矢田町5306番地の4先 矢田郵便局南方 1区間 2台 時間規制（9：00～17：00）</p>